

第1部

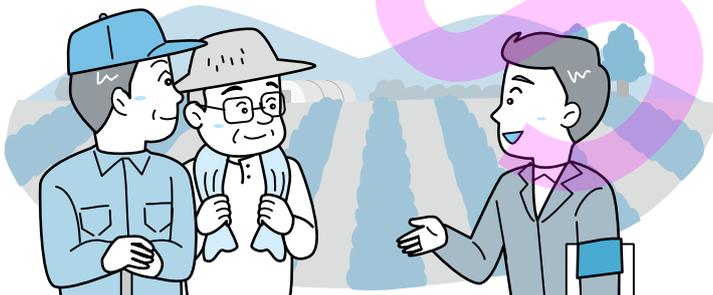
農業者年金制度の 誕生と制度改革

1

「農業者年金制度」誕生の 背景と趣旨

農業委員会組織・JAグループの大運動が原動力に

- 戦後、わが国の年金制度は、サラリーマンと農業者には大きな格差がありました。
- 経済成長を背景にした1961年（昭和36年）制定の農業基本法では、農工間（農業者と他産業従事者）の格差是正が課題になりました。
- 農業委員会組織を中心として、「農民にも恩給を」、「サラリーマン並みの年金を」のスローガンを掲げ、約350万人の署名、農業委員ら約1万人の要請大会などの大運動を展開しました。
- JAグループも全中（全国農業協同組合中央会）に「農民年金推進専門委員会」を設置し、政府・政党への申し入れ等を行ってきました。
- こうした経過を経て、1970年（昭和45年）に農業者年金制度が創設されました。



2

「制度改革」への取り組み

平成13年の制度改正の背景とポイント

(1) 5年ごとの財政再計算と保険料の改定

旧制度の農業者年金は、年金の将来にわたる給付額の見通しとそれを賄うために必要な保険料と国費の額を5年ごとに計算（財政再計算）し、加入者が負担すべき保険料の額を決めていました（5年ごとの財政再計算と保険料の改定）。

(2) 平成13年の制度改革の背景

経営移譲年金は国費で賄われているものの、農業者老齢年金は賦課方式（現役世代が高齢者世代を支える世代間扶養の仕組み）となっていたため、少子高齢化と担い手の減少、経営移譲率の低下が年々進行していたことを背景に、現役世代が負担する保険料の額が次第に増加していきました。

(3) 賦課方式（世代間扶養方式）から積立方式へ

平成12年には、月額約2万円の保険料を4.3万円に、さらには5万円以上に引き上げなければならぬことが明らかとなりました。このような保険料の増加は、現役世代の負担の限界を超えるものであり、現役世代やこれからの若い農業者のための年金として、賦課方式から積立方式に切り替えることが強く求められました。

■ 平成11年に、政府や与党において農業者年金制度の在り方を検討する研究会や委員会が設けられ、農業委員会組織とJAグループ、農業者年金加入者・受給者組織が一体となって、

- ① 新しい基本法のもとで農業者年金を再構築し継続すること
- ② 若い世代にも安心と希望が持てる年金の仕組みとすること
- ③ 加入者・受給者等の信頼と理解が得られる措置を講じること

を基本に組織をあげた運動を展開しました。

■ 新制度を積立方式にする場合、旧制度の受給者の農業者老齢年金の財源がなくなりますので、それを誰が負担するかが問題になりました。最終的には、将来にわたって国費（国民負担）で負担することとし、併せて旧制度の経営移譲年金の受給者等にも一定の負担（給付の減額）を求めることとなりました。その一定の負担については、9.8%のカットとすることで政治的な調整がなされました。